

本事業に関する調査等は、平成 31 年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることに御留意願います。

## 食料産業・6次産業化交付金実施要綱（案）

農林水産事務次官依命通知

制定 平成 30 年 3 月 30 日 29 食産第 5353 号

改正 平成 31 年 3 月 00 日 30 食産第 0000 号

### 第 1 趣 旨

農山漁村には農林水産物を始めとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組並びに持続可能な循環資源活用の取組（以下「6次産業化の取組等」という。）を行うことは、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものである。

このため、本要綱を制定し、本交付金により、6次産業化の取組等の支援を行う。

### 第 2 目 的

本交付金により実施する事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6次産業化の取組等の推進に資することを目的として行う。

### 第 3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第9までに定めるもののほか、次の(1)から(10)までに掲げる事業ごとに、別記に定めるものとする。

- (1) 加工・直売の支援体制整備事業 別記 1-1
- (2) 加工・直売の推進支援事業 別記 1-2
- (3) 地域での食育の推進事業 別記 2
- (4) バイオマス利活用推進事業 別記 3
- (5) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 別記 4
- (6) メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 別記 5
- (7) フードバンク活動の推進事業 別記 6
- (8) 研究開発・成果利用の促進事業 別記 7
- (9) 加工・直売施設整備事業 別記 8-1 及び別記 8-2
- (10) バイオマス利活用施設整備事業 別記 9-1 及び別記 9-2

## 第4 事業の実施

### 1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。ただし、第3の(4)に掲げる事業を除く。

### 2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、別記に定めるものとし、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第5の2及び3に規定する協議を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、また事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (5) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること（第3の(4)及び(5)に掲げる事業を除く。）。
- (6) 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (7) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

### 3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

### 4 費用対効果分析

第3の(9)及び(10)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

## 第5 事業実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体（都道府県を除く。）は、次の(1)から(10)までに掲げる事業（(5)に掲げる事業を除く。）ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県が自ら事業実施主体となる場合は、次の(1)、(3)、(5)、

(7) 及び (8) に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成するものとする。

- (1) 加工・直売の支援体制整備事業 別紙様式第1号
- (2) 加工・直売の推進支援事業 別紙様式第2号
- (3) 地域での食育の推進事業 別紙様式第3号
- (4) バイオマス利活用推進事業 別紙様式第4号
- (5) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 別紙様式第5号
- (6) **メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 別紙様式第6号**
- (7) **フードバンク活動の推進事業 別紙様式第7号**
- (8) **研究開発・成果利用の促進事業 別紙様式第8号**
- (9) 加工・直売施設整備事業 別紙様式第9号
- (10) バイオマス利活用施設整備事業 別紙様式第10号

## 2 都道府県事業実施計画の作成及び協議

- (1) 都道府県知事は、1の事業実施計画（自らが作成したものを含む。）を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第11号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

ただし、食料産業・6次産業化交付金の配分基準（平成30年3月30日付け29食産第5356号食料産業局長通知。以下「配分基準」という。）に基づく配分の対象となった事業実施計画が配分を受けることとなったポイントを下回った場合は、当該協議を行うことができないものとする。

- (2) 都道府県知事は、当該都道府県計画に特認団体（法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体をいう。）が事業実施主体として含まれている場合は、(1)の提出を行う際に、別記1-2から別記3に定めるところにより事業実施主体が作成した別紙様式第12号（特認団体認定申請書）の写しを添えて、別紙様式第13号を提出し、その内容について地方農政局長等と協議を行うものとする。

## 3 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、2の規定により作成した都道府県計画に次の(1)から(6)に掲げる事項が生じた場合又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県計画を別紙様式第11号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

なお、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない場合は、当該協議を受けることなく本事業の範囲内で都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

- (1) 事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除、名称の変更）
- (2) 事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更、目標値の変更）
- (3) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- (4) 新商品の変更（第3の(9)に掲げる事業に限る。）
- (5) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消費」

という。)第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画(以下「認定総合化事業計画」という。)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)の変更に伴い必要となる変更(第3の(9)に掲げる事業に限る。)

(6) 不用額の発生により交付決定の額の減額を受けようとするとき(地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。)

## 第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県による指導等に必要経費について、別に定めるところにより交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

## 第7 事業実施状況の報告等

### 1 報告

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業実施状況の報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

ただし、事業実施年度が目標年度の事業(第3の(5)に掲げる事業を除く。)にあっては、当該報告を第8の1の報告に代えることができるものとする。

### 2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から1の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

### 3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、別紙様式第14号により事業実施状況報告書を作成し、別記に定める報告期間に応じ、報告を受けた年度の7月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

### 4 都道府県知事に対する指導

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容を、報告を受けた年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

### 5 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

## 第8 事業成果の評価等

### 1 報告

事業実施主体は、第3の(4)及び(5)に掲げる事業を除き、別記に定めるところにより、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

### 2 改善措置の指導等

都道府県知事は、事業実施主体から1の規定による事業成果状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

### 3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1の規定により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、別記に定める報告期間に応じ、別紙様式第14号により報告書を作成し、報告を受けた年度の9月末(第3の(3)に掲げる事業については7月末)までに、地方農政局長等に報告するものとする。

### 4 事業成果の評価

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、必要に応じ、当該評価の結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容を、評価を行った年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

## 第9 交付対象事業の公表

本事業の適正な実施及び透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業(第3の(9)及び(10)に掲げる事業に限る。)が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

## 第10 その他

事業実施主体は、事業の進行状況等を都道府県知事に随時報告するほか、都道府県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

### 附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 本通知の施行に伴い、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「旧実施要綱」という。)は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は、平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

- 別記 1－1 加工・直売の支援体制整備事業
- 別記 1－2 加工・直売の推進支援事業
- 別記 2 地域での食育の推進事業
- 別記 3 バイオマス利活用推進事業
- 別記 4 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業
- 別記 5 **メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業**
- 別記 6 **フードバンク活動の推進事業**
- 別記 7 **研究開発・成果利用の促進事業**
- 別記 8－1 加工・直売施設整備事業
- 別記 8－2 加工・直売施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
- 別記 9－1 バイオマス利活用施設整備事業
- 別記 9－2 バイオマス利活用施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

### (様式関係)

#### 【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第 1 号 食料産業・6 次産業化交付金（加工・直売の支援体制整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 2 号 食料産業・6 次産業化交付金（加工・直売の推進支援事業）実施計画書
- ・別紙様式第 3 号 食料産業・6 次産業化交付金（地域での食育の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 4 号 食料産業・6 次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 5 号 食料産業・6 次産業化交付金（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）実施計画書
- ・別紙様式第 6 号 **食料産業・6 次産業化交付金（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）実施計画書**
- ・別紙様式第 7 号 **食料産業・6 次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書**
- ・別紙様式第 8 号 **食料産業・6 次産業化交付金（研究開発・成果利用の促進事業）実施計画書**
- ・別紙様式第 9 号 食料産業・6 次産業化交付金（加工・直売施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 10 号 食料産業・6 次産業化交付金（バイオマス利活用施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 11 号 食料産業・6 次産業化交付金の都道府県計画の**協議**

- ・別紙様式第 12 号 食料産業・6 次産業化交付金の特認団体認定申請書
- ・別紙様式第 13 号 食料産業・6 次産業化交付金における特認団体に係る認定協議
- ・別紙様式第 14 号 食料産業・6 次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告

**【別記 1－1、別記 1－2、別記 2、別記 3、別記 4、別記 5、別記 6 及び別記 7 共通様式】**

- ・別紙様式第 15 号 食料産業・6 次産業化交付金に関する交付決定前着手届

**【別記 1－2 様式】**

- ・別紙様式第 16 号 食料産業・6 次産業化交付金の事業収益状況報告書

**【別記 3 様式】**

- ・別紙様式第 17 号 食料産業・6 次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）に関する整備状況報告書

**【別記 4 様式】**

- ・別紙様式第 18 号 食料産業・6 次産業化交付金の営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業に関する売電収入状況報告書

**【別記 8－1 様式】**

- ・別紙様式第 19 号 食料産業・6 次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する費用対効果分析(投資効率)

**【別記 8－2 様式】**

- ・別紙様式第 20 号 食料産業・6 次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 21 号 食料産業・6 次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 22 号 食料産業・6 次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 23 号 加工・直売施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

**【別記 9－1 様式】**

- ・別紙様式第 24 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する費用対効果分析(投資効率)

**【別記 9－2 様式】**

- ・別紙様式第 25 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届

- ・別紙様式第 26 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 27 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 28 号 バイオマス利活用施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届